

# 秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル

## 要求水準書

平成26年9月

神奈川県秦野市



～夢・希望！ 未来へつなごう～  
秦野市は、平成27年1月1日に、市制施行60周年を迎えます。

## (目次)

1	基本事項	1ページ
(1)	要求水準書の位置付け	
(2)	耐震改修の性能規定	
2	設計・施工の条件	2ページ
(1)	敷地概要	
(2)	既設建築物概要	
(3)	既設建築設備概要	
(4)	耐震診断の結果等	
(5)	適用基準等	
3	技術的要求水準【必須項目】	6ページ
(1)	設計の要件	
(2)	施工の要件	
(3)	耐震性能の目標値	
(4)	認定・評定の取得	
(5)	非構造部材・建築設備の耐震化	
4	経済性【必須項目】	13ページ
5	地元貢献【必須項目】	13ページ
6	環境対策等【必須項目】	13ページ
7	その他の提案（別途工事等）	13ページ
8	その他資料	14ページ
(1)	配置図、各階平面図、立面図、断面図等	
(2)	既設建築設備概要	
(3)	業務仕様書	

## 1 基本事項

### (1) 要求水準書の位置付け

この要求水準書（以下、「本書」という。）は、秦野市役所本庁舎（以下、「本庁舎」という。）の耐震改修等に係る設計、施工に関して秦野市が要求する水準を示し、秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザルにおける技術提案に具体的な指針を与えるものである。なお、本書の「3 技術的要求水準」「4 経済性」「5 地元貢献」「6 環境対策等」に記載された内容が技術提案において評価の対象となるものであり、【必須項目】については最低限確保すべき水準を示し、この内容を満たさない提案は失格とする。

### (2) 耐震改修の性能規定

#### ア 耐震改修設計及び施工

本書は、本市が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、本書の性能規定を満たす提案を行うものとする。

また、設計及び施工に際しては、提案した内容及び性能水準を遵守することとする。

#### イ 創意工夫の発揮について

技術提案においては、本庁舎の特徴をはっきり理解したうえで、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を發揮して提案を行うものとする。なお、本事業の目的と矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分について安全性、効率性を向上させるような提案があれば、その具体性、コストの妥当性に基づいてこれを適切に評価するものとする。

また、本書において、本市が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ、本事業の目的と矛盾しないことを明確に示した場合に限り、代替的な仕様の提案も可能である。

## 2 設計・施工の条件

### (1) 敷地概要

所在地 : 秦野市桜町一丁目1465-1

敷地面積 : 7,336.09m<sup>2</sup>

地域地区等: 第二種住居地域(許容建蔽率60%、許容容積率200%)、  
準防火地域

### (2) 既設建築物概要

耐震改修の対象とする建物の概要

建物規模 : 地下1階、地上5階、塔屋3階

X方向9スパン、Y方向3スパン

建築面積 : 1,434.10 m<sup>2</sup>

延床面積 : 7,483.08 m<sup>2</sup>

建物高さ : 29.1m

構造形式 : 鉄筋コンクリート造

地業形式 : 直接基礎

基礎形式 : 鉄筋コンクリート造

地盤種別 : 第2種地盤

竣工 : 昭和44年6月

屋根 : アスファルト防水層 豆砂利コンクリート押え

外壁 : モルタル刷毛引セラスキン吹付

架構形式 : X方向(耐力壁付ラーメン構造)

Y方向(耐力壁付ラーメン構造)

構造計算 : あり、年度不詳

積載荷重 : 当時の建築基準法施行令第85条による

一般屋根 180 kg/m<sup>2</sup>

事務室 300 kg/m<sup>2</sup>

議場 300 kg/m<sup>2</sup>

地震力(水平震度) : k(震度係数) = 0.2

(ただし、16mを超える部分は4mごとに0.01を加算、塔屋0.3)

### (3) 既設建築設備概要

既存建築設備は次に掲げるものがあり、概要は末尾に添付する。

- ア 電気設備  
受変電設備、発電機設備等
- イ 通信・情報設備  
電話設備、電気時計、放送設備、表示設備等
- ウ 給排水衛生・ガス・消火設備  
給排水衛生設備、ガス・給湯設備、消火設備等
- エ 空気調和設備  
中央空調方式関連設備等
- オ 昇降機設備
- カ その他の設備

**(4) 耐震診断の結果等**

- ア 材料強度
  - (ア) コンクリート  
普通コンクリート  
設計基準強度： $F_c = 210 \text{ kgf/cm}^2$  [ $20.6 \text{ N/mm}^2$ ]  
圧縮強度試験の結果： $23.1 \sim 38.5 \text{ N/mm}^2$
  - (イ) 鋼材  
主筋 SD30： $343 \text{ N/mm}^2$  帯筋、あばら筋、壁筋 SD30：  
 $343 \text{ N/mm}^2$ 、SR24： $294 \text{ N/mm}^2$
- イ 診断結果

「秦野市役所本庁舎耐震診断報告書（平成26年2月）」より

	階	C	F	$E_0$	$S_D$	$I_s$	$C_{T_u} \cdot S_D$
X方向 (桁行方向)	P3	0.879	1.27	0.282	0.80	0.21	0.17
	P2	1.260	1.00	0.420	0.80	0.31	0.33
	P1	1.203	1.00	0.486	0.90	0.40	0.43
	5	0.118	1.00	0.361	1.00	0.33	0.27
		0.454	1.27				
	4	0.312	1.00	0.224	1.00	0.20	0.22
	3	0.271	1.00	0.222	1.00	0.20	0.22
	2	0.279	1.00	0.253	1.00	0.23	0.25
	1	0.373	1.00	0.373	1.00	0.34	0.37
B1	0.652	1.00	0.652	1.20	0.72	0.78	

	階	C	F	E <sub>0</sub>	S <sub>D</sub>	I <sub>s</sub>	C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>	
Y方向 (張間方向)	P3	1.110	1.20	0.337	0.80	0.25	0.23	
	P2	1.915	1.00	0.638	1.00	0.59	0.63	
	P1	1.195	1.00	0.482	1.00	0.44	0.48	
	5		0.275	1.00	0.477	1.00	0.44	0.25
			0.414	1.75				
	4		0.106	1.00	0.407	1.00	0.37	0.28
			0.398	1.40				
	3		0.147	1.00	0.317	1.00	0.29	0.19
			0.239	1.50				
	2		0.189	1.00	0.359	1.00	0.33	0.18
			0.199	1.75				
	1		0.176	1.00	0.379	1.00	0.35	0.22
			0.224	1.50				
B1	0.647	1.00	0.647	1.20	0.71	0.77		

※ 地上1～5階は3次診断、塔屋及び地下は2次診断を行った。

※ 現状建物は、梁降伏が先行する部材が多く、耐力壁が少ないため強度が小さくなっており、地上階1～5階でI<sub>s</sub>値が判定値を下回り、C<sub>TU</sub>・S<sub>D</sub>値はX方向で2～5階、Y方向で1～5階で判定値を下回り、耐震性に疑問がある。

ウ 非構造部材・建築設備の状況

(ア) 耐震安全性

現状の非構造部材・建築設備は、耐震安全性が確保されていない部分がある。

(イ) 老朽化

現状の建築設備については、老朽化等の理由で今後改修が必要と思われる部分がある。

## (5) 適用基準等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例及び業務仕様書等によるほか、以下の基準等を適用する。ただし、本市との協議により提案内容がこれらの基準等と同等以上と認められた場合はこの限りではない。

- ア 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説（（財）日本建築防災協会発行）
- イ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針適用の手引き（（財）日本建築防災協会発行）
- ウ 既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル（（財）日本建築防災協会発行）
- エ 既存鉄筋コンクリート造建築物の免震・制震による耐震改修ガイドライン（（財）日本建築防災協会発行）
- オ 連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針
- カ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（各工事編、最新版）
- ケ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（各工事編、最新版）
- コ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：最新版）
- サ 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（各工事編、最新版）

### 3 技術的要求水準【必須項目】

#### (1) 設計の要件

ア 建物の特性把握と基本的考え方

(ア) プロポーザルの提案に当たっては、本書及び現地調査等により、建物の特性を把握し、当該建築物の耐震安全性の確保はもとより、工事中の執務環境、補強後の施設の機能、使い勝手、工期、耐久性、維持管理、補強後の美観に配慮すること。耐震改修設計に当たっては、さらに詳細な調査を実施して設計を行うこと。

(イ) 本建物の特性として、建物中央コア部以外の床スラブは、ほとんど曲面スラブ（株式会社内藤建築事務所の特許工法）であり、床スラブのコンクリート厚さが中央部で約5.5cm、端部で7～8cmと薄く、地震時の水平伝達能力（剛床）に疑義があること、また、梁幅が30cmと小さいために本庁舎耐震診断（3次診断）の結果、柱より梁が先に破壊する箇所が多数あり、通常行われている柱補強や耐力壁を増設したとしても建物全体の強度増加が見込めない可能性があるため、これらを考慮した補強設計を行うこと。

イ 耐震改修工事に係る工法

(ア) 耐震改修工事に係る工法は、耐震補強工法、免震工法、制震工法等の特定はしないものとし、既存建物の特徴から、複合工法も検討し、新しい工法等を積極的に提案すること。

(イ) 耐震改修工事は、屋上に3層ある塔屋の補強案を含めるものとする。また、曲面スラブ、5階片持ち床及び梁の補強方法についても提案すること。

ウ 現状機能、使い勝手の維持

(ア) 改修後も現状の執務室や市民が利用する各室の機能が維持される計画とすること。

(イ) 耐震補強部材の取付け等を行う場合は、可能な限り執務室等のスペースが減少しないよう計画すること。

(ウ) 執務室への影響は、最小限で使い勝手を損なわない計画とすること。



(エ) 可能な限り、従前の執務室等の採光や通風を損なわないよう計画すること。

(オ) 本庁舎の3階西側は連絡通路により西庁舎と接続されている。改修後も現状の通行が安全に維持できるように接続部へも配慮した計画とすること。

#### エ 耐久性、維持管理

(ア) 耐久性が高く、維持管理の費用が少ない耐震改修設計とすること。

(イ) 耐震改修工事の完了後に想定される建物修繕等への対応が容易であること。

#### オ 美観、周辺への影響

(ア) 耐震補強部材の取付けは、美観を損なわず、庁舎建築に相応しいものとする。

(イ) 耐震補強部材の取付けは、近隣関係と調和したものとする。

#### カ 耐震改修工事实施に伴い発生する関連改修工事

(ア) 耐震改修工事の実施に伴い発生する関連改修工事は、原則として現状の仕様、性能と同等以上のものに復旧し、現状の仕様、性能が現行法規に照らし合わせて不適格な場合は法令に適合したものにする。

(イ) 補強部材の取付け等に伴い、床、壁、天井等の仕上げ材を改修する場合は、意匠を考慮のうえ、その範囲を改修すること。

#### キ 耐震改修工事に伴って発生する必要不可欠な関連工事

(ア) 耐震改修工事の施工上支障となる既存の電気設備、機械設備あるいは、その他の設備の撤去、移設および復旧、新設等の改修を行うこと。

(イ) 建築基準法既存不適格部分の関連工事を伴う場合は、その改修を行うこと。

#### ク 工事中の継続使用について

(ア) 工事施工中における、安全の確保、騒音、振動対策も含めた耐震改修提案とする。

- (イ) 工事施工中、いつ地震や火災等が発生しても人命が守れるよう、既存耐力を維持しつつ、補強が必要な箇所から施工する等の対策を含む提案とする。

ケ 移転計画について

- (ア) 工事の安全性及び効率性の観点から、本庁舎近くの別敷地に市が仮設庁舎（延床面積1,500m<sup>2</sup>程度、平成28年3月竣工予定）を建設する予定である。
- (イ) 提案者は、本庁舎のみならず西庁舎及び東庁舎を含めた、庁舎全体の窓口配置を踏まえて移転計画を作成すること。
- (ウ) 市民の来庁が多い窓口がある部署は庁舎の1,2階を利用する等、移転計画については来庁者の使い勝手を配慮して計画すること。

コ 空調工事について

平成27年度以降に空調設備の熱源交換工事を施工する予定があるため、これに配慮した設計とすること。

サ その他

- (ア) 補助金申請及び各種資料作成等の補助業務を行なうこと。
- (イ) 関係法令等に基づく必要諸手続きを行うこと。
- (ウ) 工事において、地質調査及び土質調査が必要な場合は設計時に調査を行うこと。

## (2) 施工の要件

ア 事業完了期限

事業完了期限は、平成29年3月15日までとする。

※ 事業予定期間は、本市の見込みであり、短期間であることが望ましいですが、合理的かつ正当な理由があれば、事業予定期限内外であっても、提案内容を拘束するものではない。

イ 仮設庁舎等への機能移動について

本事業は、仮設庁舎等を使いながら行う工事を想定するため、工事によって使用不能となる室については、その機能を移動することも可能とする。

ウ 工事期間中の庁舎内の動線確保

工事期間中は原則として、工事期間中の使用不能室以外は階段、廊下、エレベーターが継続して使用できることとする。

## エ 安全及び近隣の対策

- (ア) 来庁者、市職員、近隣住民及び作業員に対して、万全を期した安全対策を行うこと。
- (イ) 近隣住民、市職員に対する工事説明会に協力すること。
- (ウ) 近隣住民から苦情等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (エ) 本工事による周辺の建築物等への影響が予想される場合は、施工前後に家屋調査を実施すること。万が一、損傷等の影響を及ぼした場合は、請負者の責任にて対処すること。

## オ 工事騒音、振動等の対策

- (ア) 仮設庁舎等の使用や部分的な居ながら施工を検討し、庁舎の執務者、来庁者に対して騒音、振動による影響ができる限り少ない工事とし、低騒音、低振動の工法の採用や防音壁による区画等の措置を講じること。
- (イ) 工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮して工法及び施工方法を選定し、低騒音、低振動の工法の採用や防音パネルやシート等の措置を講じて、法令の規制値を十分に満足するものとする。また、工事の騒音は測定器によって継続的に測定し記録すること。
- (ウ) 秦野市議会及び秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の開催日には、騒音、振動が発生する工事は行わないものとする。
- (エ) 工事は原則、平日の昼間に行うものとするが、騒音、振動が発生する内部工事は、庁舎に執務者や来庁者がいる時間帯を避けて時間外勤務や夜間の会議、周辺住環境等に配慮して、夜間及び閉庁日等一定の期間内に行うものとする。また、本庁舎は土曜開庁があるため、施工に考慮すること。
- (オ) 工事による粉塵、臭気が執務者や来庁者に対して影響を及ぼさないよう、工法の選定、区画、換気等の安全対策を行うこと。

#### カ 市庁舎外部の使用制限

- (ア) 来庁者用の駐車場は、できるだけ継続して使用できるように配慮した工事とすること。
- (イ) 駐輪場は安全に継続して使用できるように配慮した工事とする。継続した使用ができない場合は仮設駐輪場（屋根なし）によって代替することも可能とする。
- (ウ) 来庁者の歩行者動線及び庁舎への物品搬出入のための車輛スペースは、継続して確保できるよう配慮した工事とする。
- (エ) 現場事務所、倉庫、作業員休憩施設は、施設管理者と調整の上、敷地内に設置しても良い。

#### キ 現況復旧

工事に際して現況を改変したものは現況に復旧すること。

#### ク 工事用水、工事電力の利用

本工事に必要な工事用水は施設管理者と調整の上、構内施設を有償で利用できる。工事電力は仮設用として受注者負担で引込むこと。

#### ケ 設備の供給停止の事前協議

停電及び給水、ガス等の供給停止が必要な場合は、事前に協議を行い、市庁舎機能の維持に支障がないようにすること。

#### コ 廃棄物の処分

工事によって発生する廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理すること。

#### サ 建設発生土

発生土については処理計画を策定する必要があることから、設計の初期段階で概算土量を算出するようにすること。

#### シ 技術研修等

近隣の官公庁や下請け受注する地元企業等から技術研修の依頼があった場合は協力すること。

ス 耐震改修工事に伴って発生する関連工事及び仮設庁舎等への移転業務

耐震改修工事に伴って発生する関連工事（地盤補強工事、内外装工事、給排水工事、空調工事、電気配線工事、電話配線工事、LAN配線工事等）及び仮設庁舎等への移転業務（移転計画、レイアウトプラン等の検討を含めた移転監理業務及び既存の書類等の梱包、什器類などの運搬業務）も実施すること（LAN配線工事等は、情報システム課と協議の上行う）。

### （３） 耐震性能の目標値

ア 強度・靱性増加型耐震補強の場合

強度・靱性増加型の耐震補強の場合、構造体の耐震性の判定は次による。

[上部構造]

判定式

$$I_s \geq I_{so}$$

$I_s$ ：各階の耐震性能を表す指標（構造耐震指標）

$I_{so}$ ：構造耐震判定指標＝0.6

※ 床及び梁の補強が必要であり、建物内部の執務空間等の制限、動線の乱れ等、現在の庁舎機能を維持することが困難であること、他の防災拠点を考えていることを考慮し、「官庁施設の総合耐震計画基準」における構造体はⅢ類以上を目標とする。

上式を適用して「安全」と判定する場合には、次の式を満足することを条件とする。なお、本庁舎は柱より梁が先行降伏するため、補強後の $I_s$ 値の確認は3次診断により行うこと。

$$C_{TU} \cdot S_D \geq 0.3$$

$C_{TU} \cdot S_D$ ：建築物の保有水平耐力を表す指標

[基礎構造]

上部構造に倒壊や沈下等の影響を与えない損傷に留めることとする。

イ 応答制御型耐震補強の場合

免震工法、制震工法等の応答制御型耐震補強の場合、「既存鉄筋コンクリート造建築物の免震・制震による耐震改修ガ

イドライン」((財)日本建築防災協会発行)に基づき、耐震安全性を確保する。

[上部構造]

時刻歴地震応答解析により耐震安全性を確認する。解析には下記の地震動波を採用し、変形に対するクライテリア(層間変形角、部材角)は既存部材の性能を適切に評価して設定すること。

- (ア) 平成12年建設省告示第1461号に規定されるスペクトルにより作成される地震動波形(位相特性は一様乱数、海溝型地震、直下型地震の3ケースを採用する。)
- (イ) 秦野市庁舎周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動等を考慮した地震動波形
- (ウ) 既往の地震により観測された地震動波形(50カインで基準化)

[基礎構造]

上部の補強工法の性能に有害な傾斜や損傷が生じないこととする。

ウ 非構造部材及び建築設備

非構造部材の耐震安全性の目標値は大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも人命の安全確保と二次災害の防止が図られるものとする。(「官庁施設の総合耐震計画基準」における建築非構造部材B類以上)

建築設備の耐震安全性の目標値は大地震動後の人命の完全確保及び二次災害の防止が図られるものとする。(「官庁施設の総合耐震計画基準」における建築設備乙類以上)

**(4) 認定・評定の取得**

耐震改修設計は、本市(所管行政庁)が指定する専門機関による評定を取得し、耐震改修促進法に基づく所管行政庁の認定を取得するものとする。認定を取得する条件として耐震以外の改修を行うよう所管行政庁から指導があった場合は、これを組み込んで設計を行う。なお、免震工法、制震工法の場合は、国土交通大臣が指定する指定性能評価機関による大臣認定を取得

するものとする。

#### **(5) 非構造部材・建築設備の耐震化**

- ア 地下1階のコンクリートブロック帳壁について、改修の有無を検討し、避難時の崩落防止等の改修が必要ならば改修の考え方を示し、改修すること。
- イ 1階正面玄関の片持ち庇の柱脚アンカーの状態及び取付け部については、工事受注後に調査を行い、補強が必要であれば補強方法を提案すること。
- ウ 耐震改修に伴って必要となる非構造部材及び建築設備の改修の考え方を示すこと。
- エ ア、イ及びウの改修費用については、提案金額に含めて計上すること。

#### **4 経済性【必須項目】**

設計及び工事監理費用を含む工事費の総額（床スラブ補強及び梁補強等の費用を含む）は、10億円を上限（消費税及び地方消費税を除く）とする。この上限額を超える提案は失格とする。

#### **5 地元貢献【必須項目】**

工事の施工に当たっては、地元企業の活用を考慮すること。例えば、資機材等の調達、特殊技術を要しない部分や耐震補強工事に付帯する関連工事について地元企業との分担等、実効性のある方策及びそれを担保する手段を具体的に提案するものとする。

#### **6 環境対策等【必須項目】**

採光、通風の確保等、執務環境等に十分配慮したものであること。

#### **7 その他の提案（別途工事等）**

耐震改修工事と併せて行うことが合理的な工事、コストダウンが図られる工事、施設の利用満足度の向上が図れる工事等、施設経営の観点から有効と考えられる内容について、「別途工事」として概算工事費用を付記して提案すること（提案金額に含まない）。

また、その理由も付記すること。

＜具体例＞

- (1) 老朽化等の理由で、今後改修が必要と思われる建築設備機器の改修計画
- (2) 地下1階男女厚生室の改修計画
- (3) 地下1階更衣室及び文書倉庫の使い勝手を考慮した改修計画
- (4) 庁舎内に職員の休憩スペースを設置する改修計画
- (5) 庁舎内で電気配線、LAN配線等が多く乱雑になっている、特に戸籍住民課（1階中央北東部分）の配線処理を考慮した改修計画
- (6) 建築既存不適格部分の改修計画
- (7) その他、庁舎機能を充実させる改修計画

**8 その他資料（15ページ以降）**

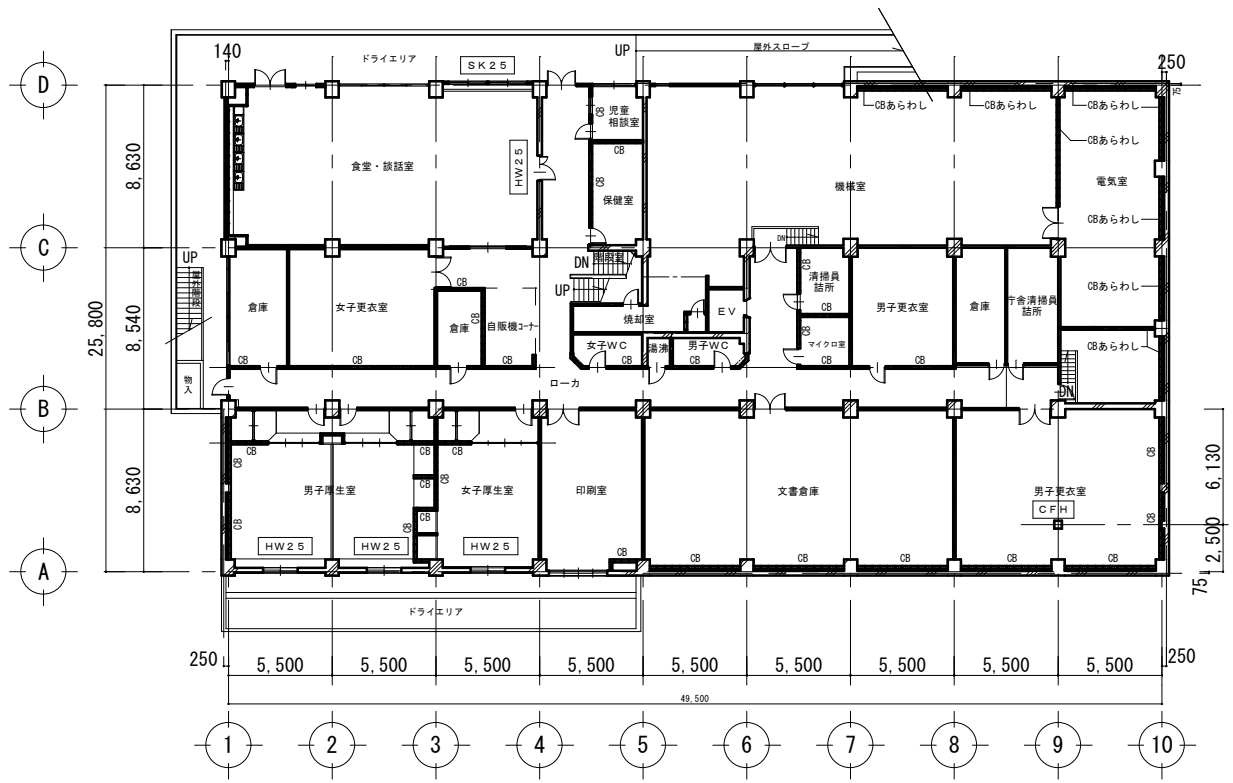
- (1) **配置図、各階平面図、立面図、断面図**
- (2) **既設建築設備概要**
- (3) **業務仕様書**



(1) 配置図、各階平面図、立面図、断面図



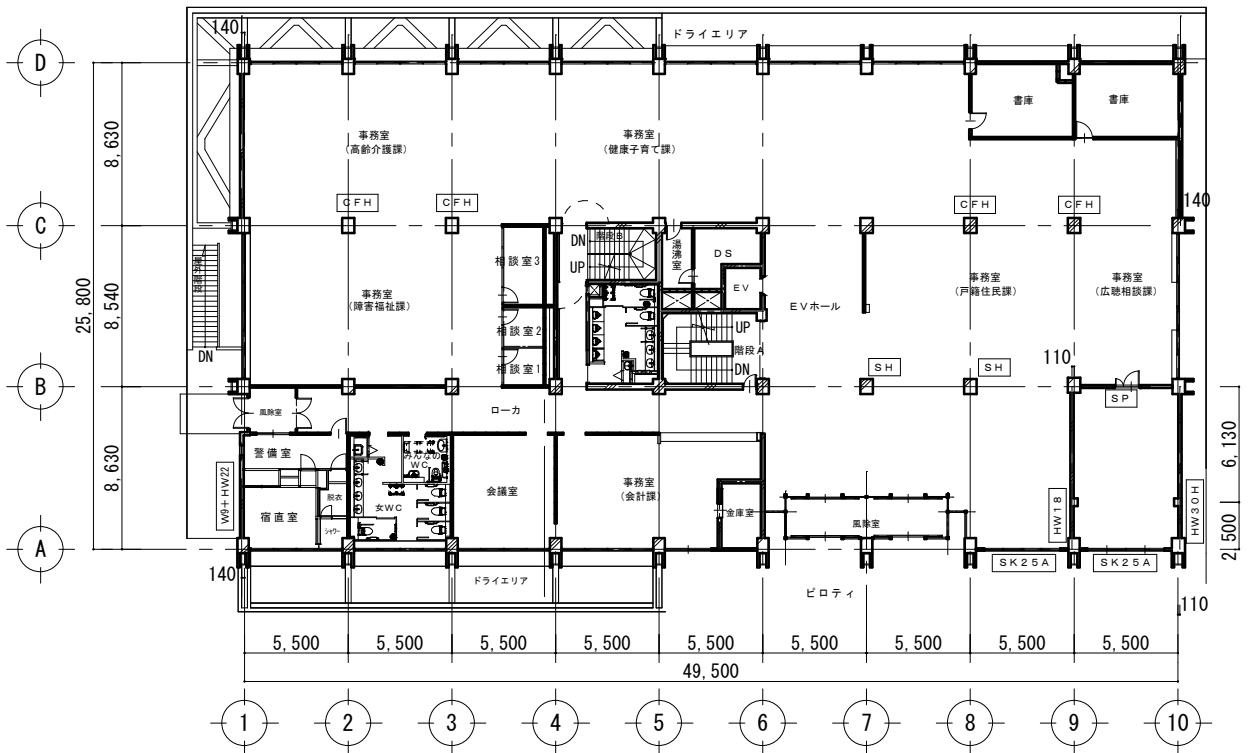
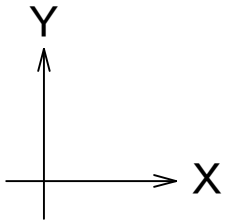
配置図 S = 1 / 1000



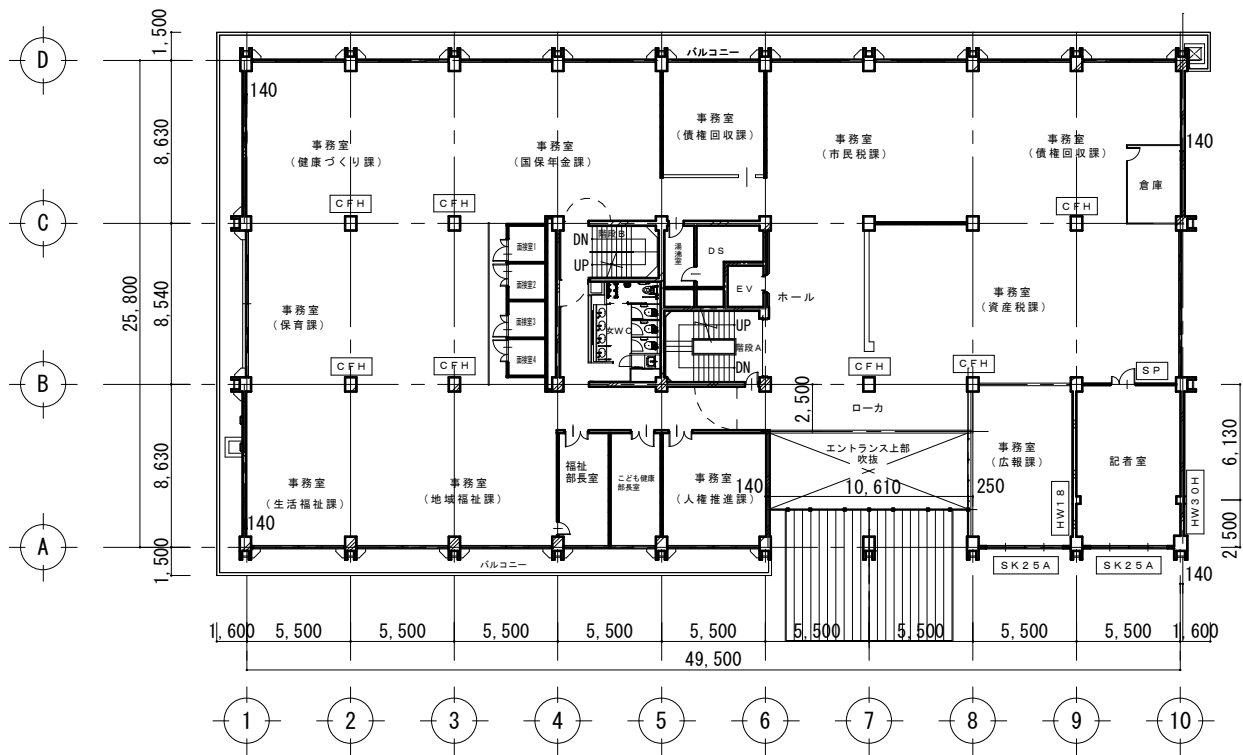
地下1階平面図

コンクリートブロック 帳壁位置

S = 1 / 400

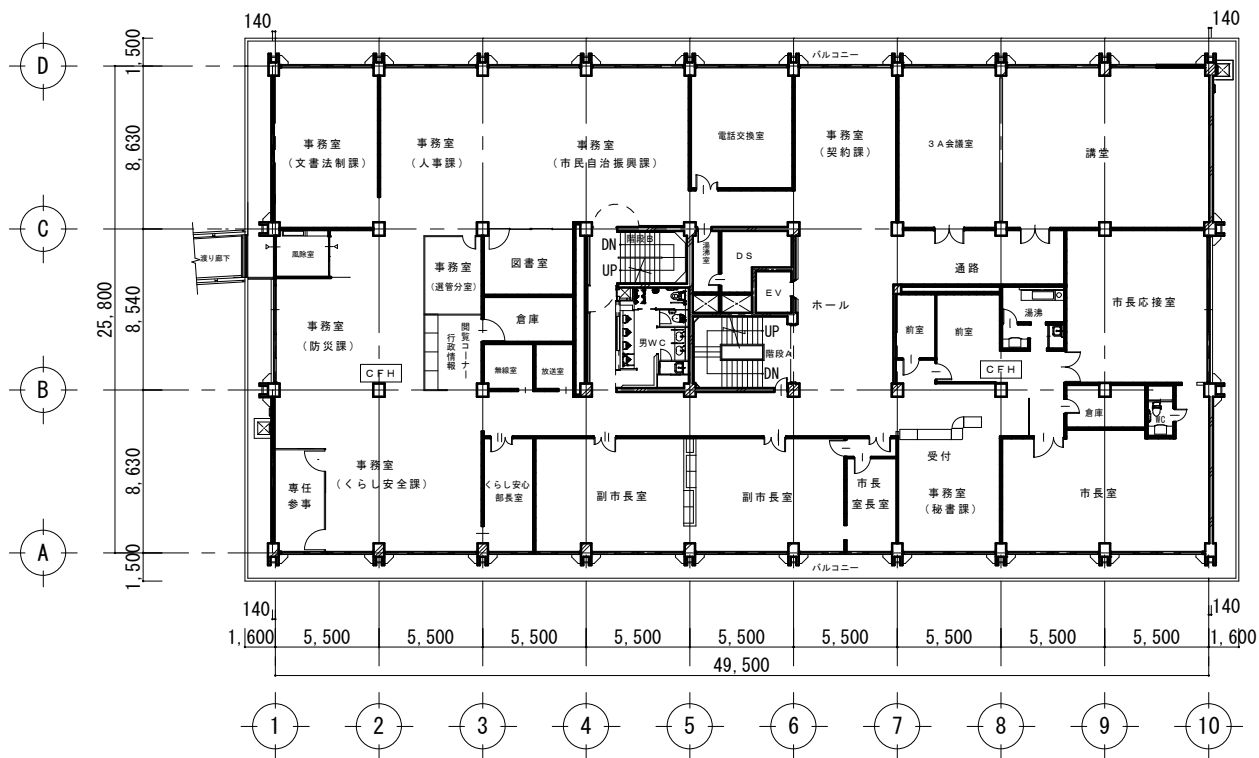
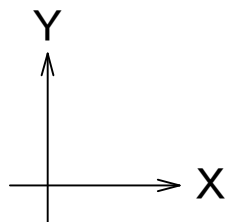


1階平面図

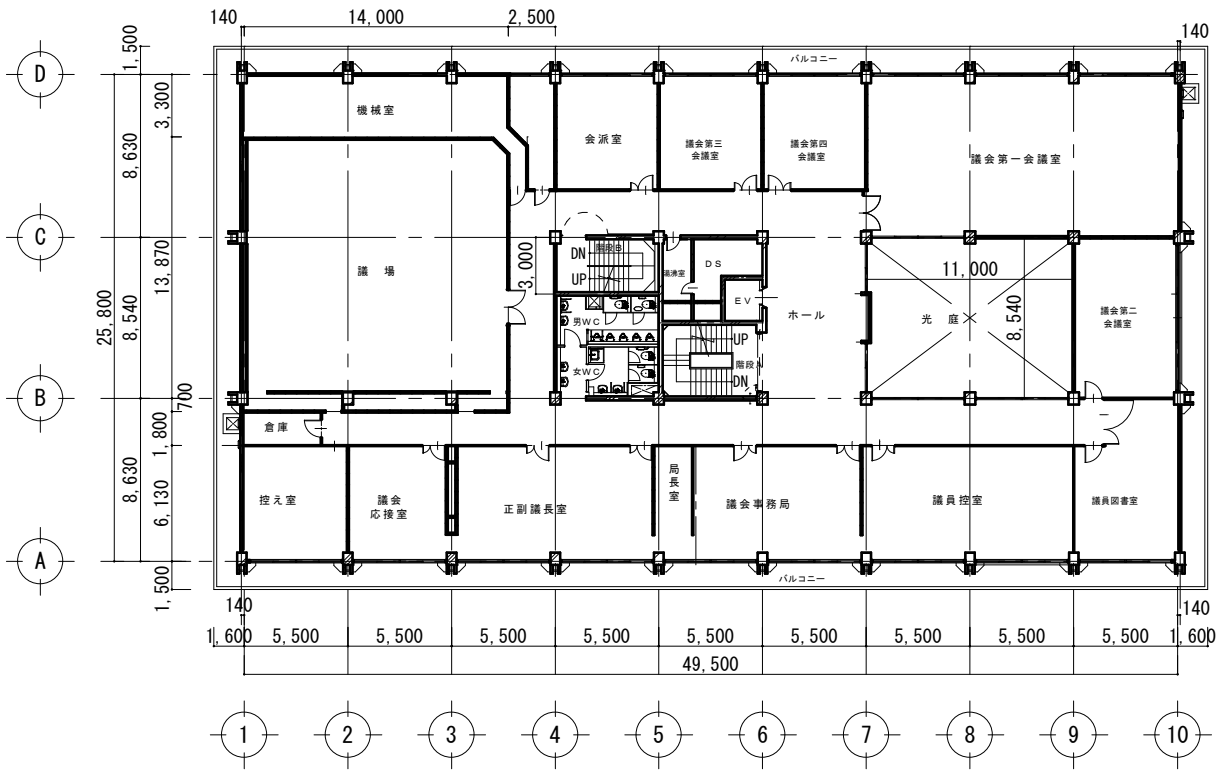


2階平面図

S = 1 / 400

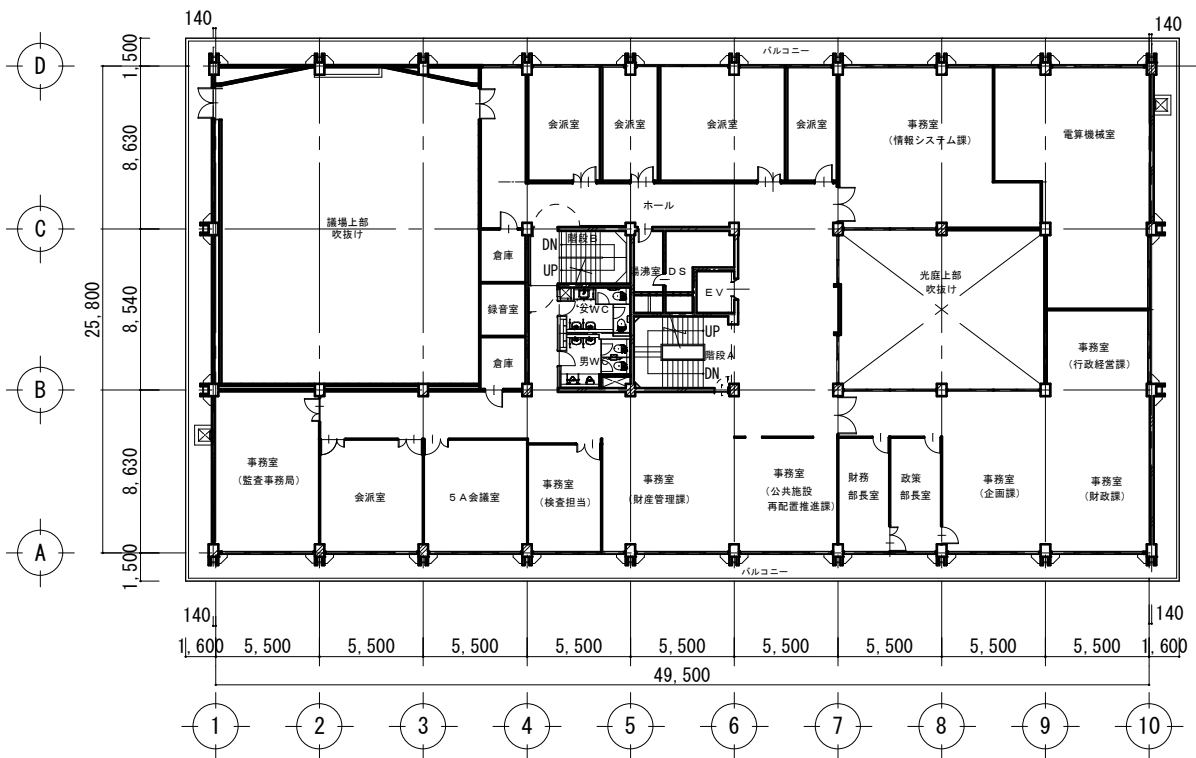


3階平面図

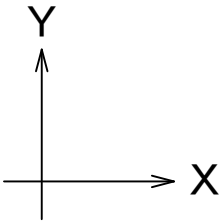


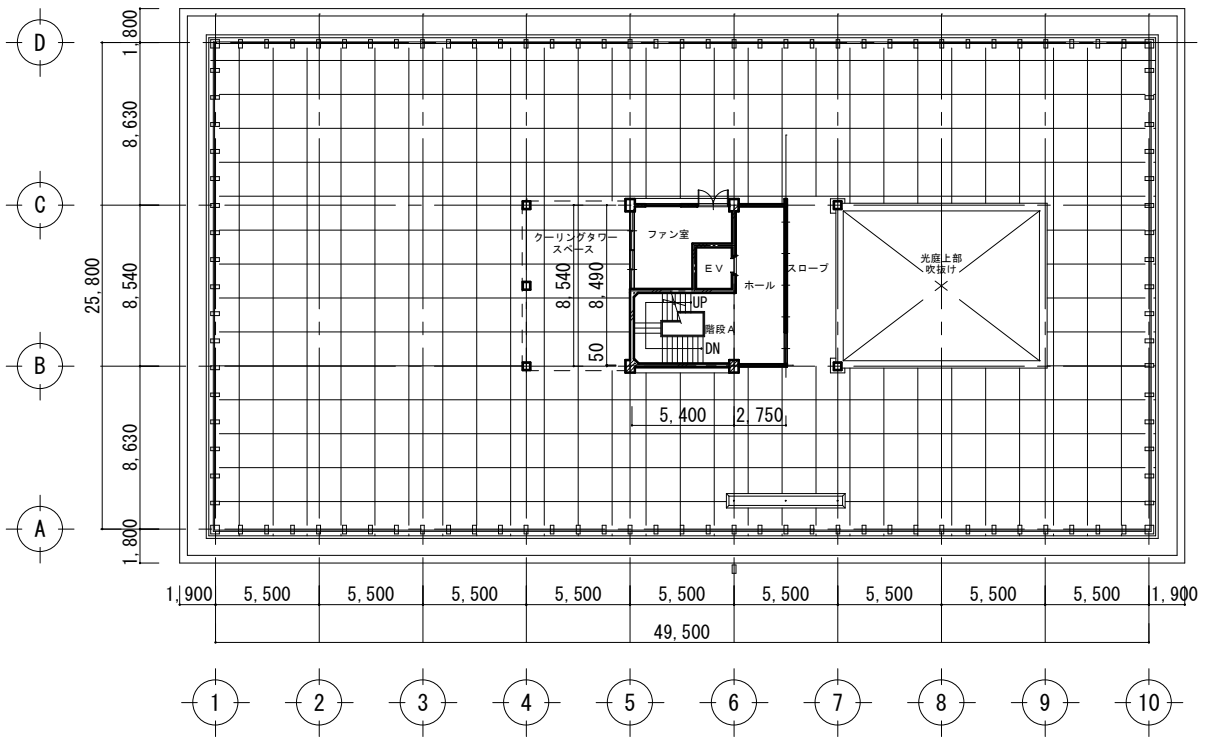
4階平面図

S = 1 / 400

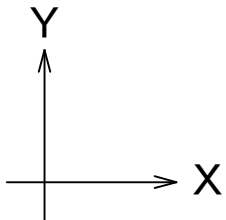


5階平面図

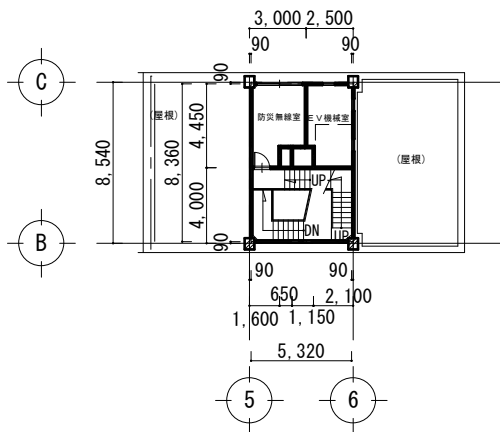




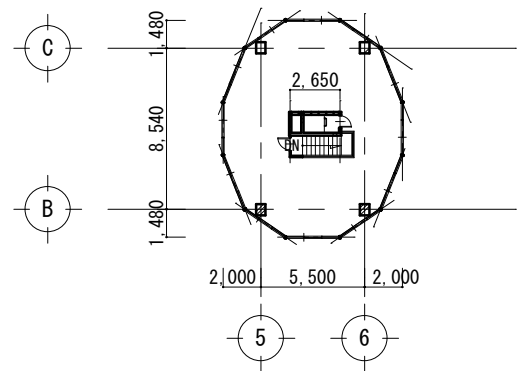
屋上平面図 (PH 1階平面図)



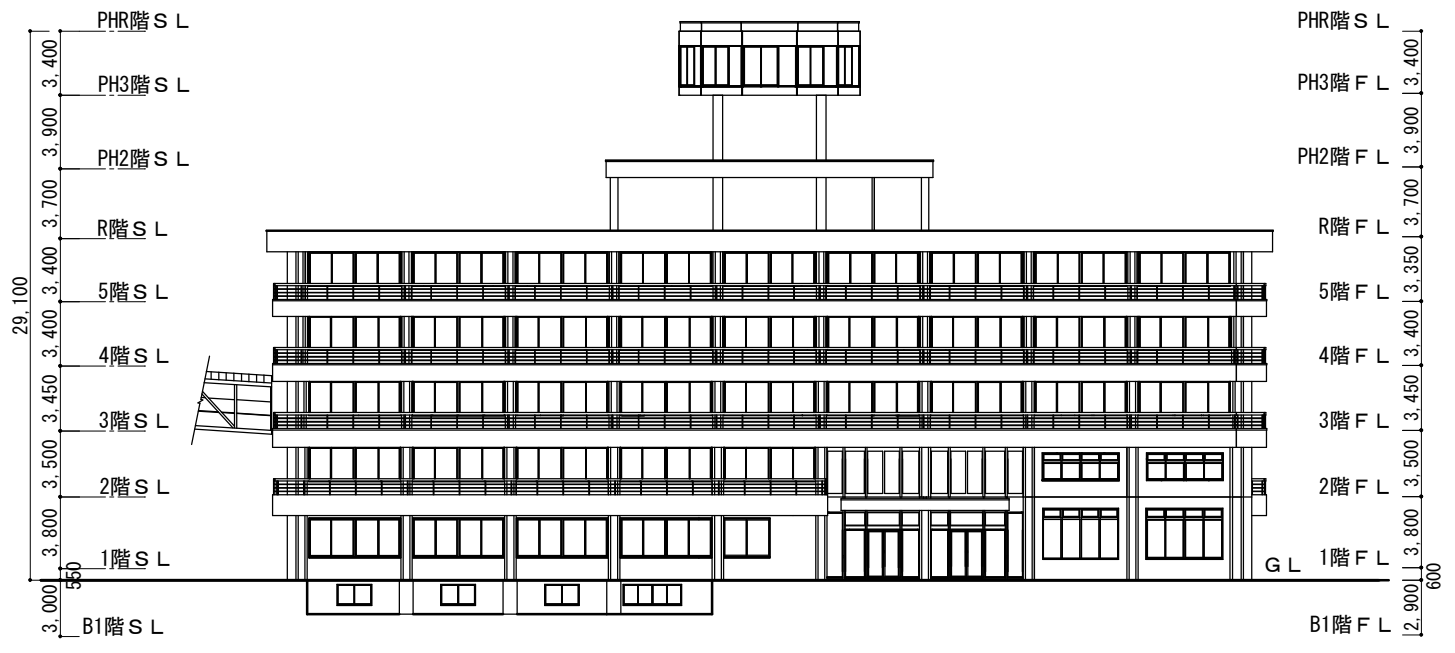
$$S = 1 / 400$$



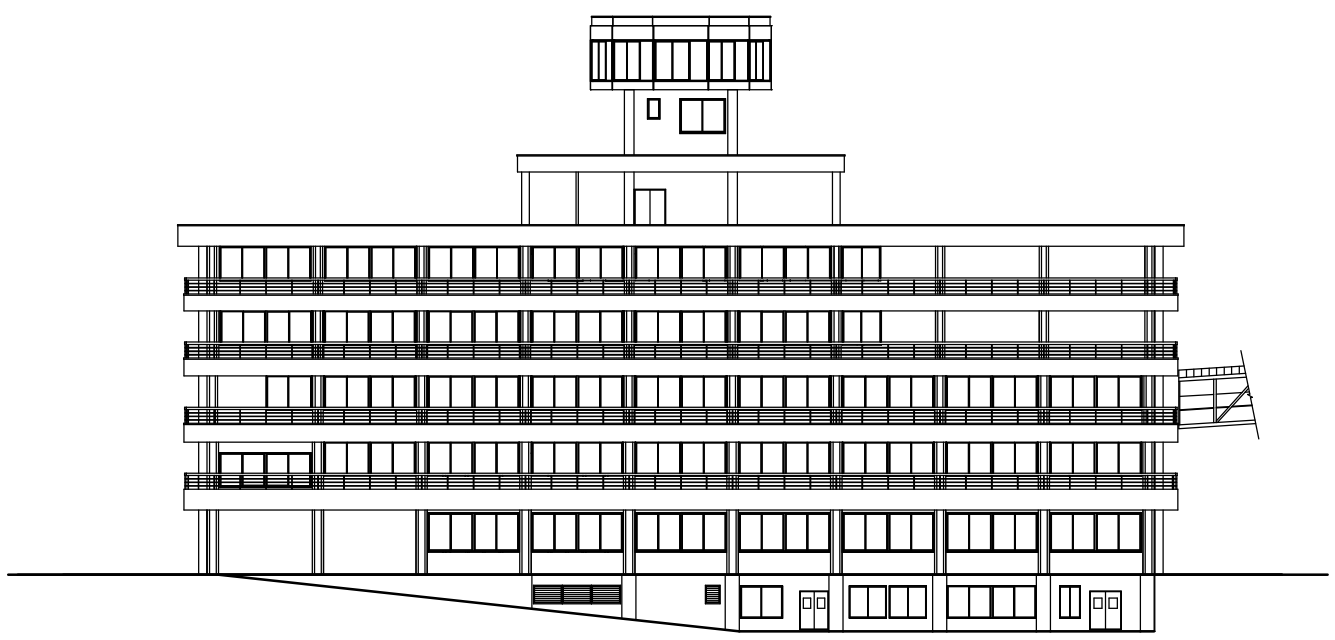
(PH 2階平面図)



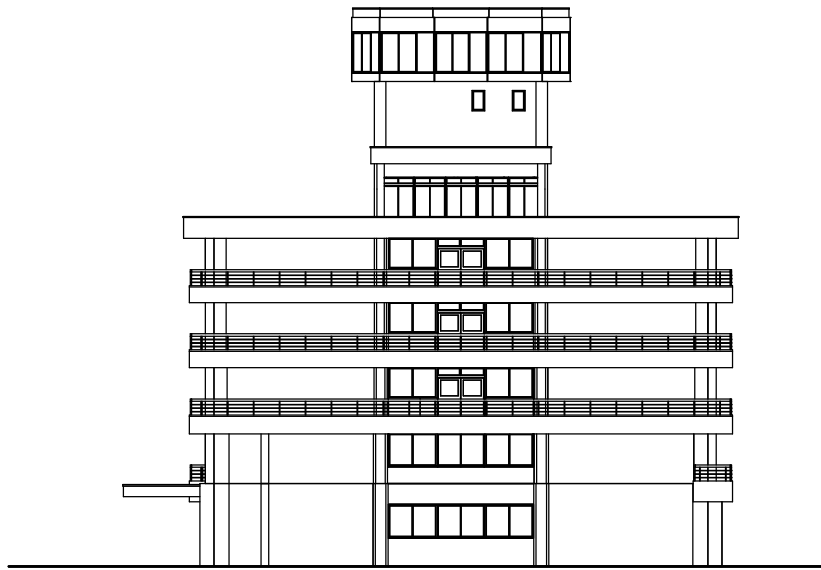
(PH 3階平面図)



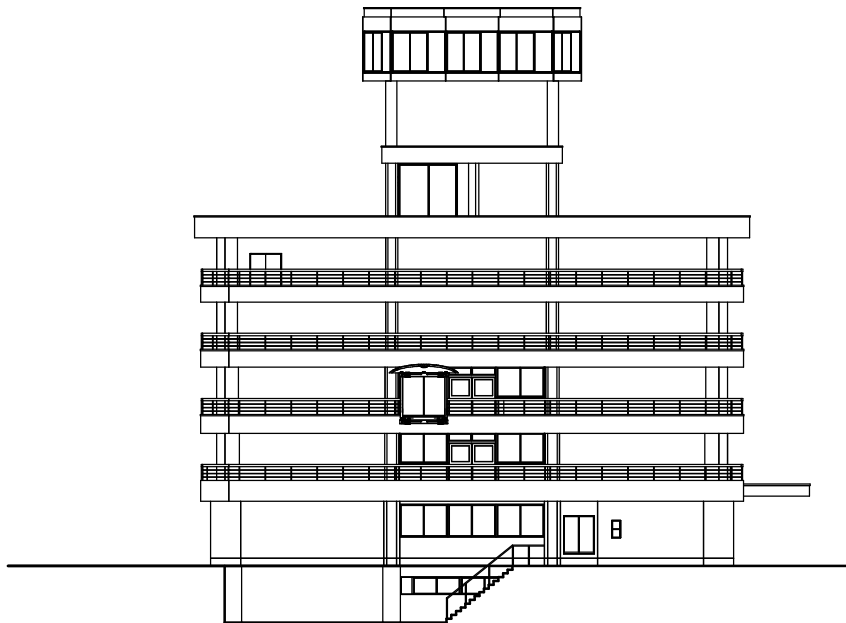
南側 立面図 S = 1 / 4 0 0



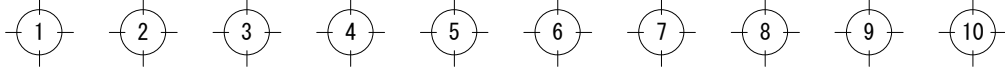
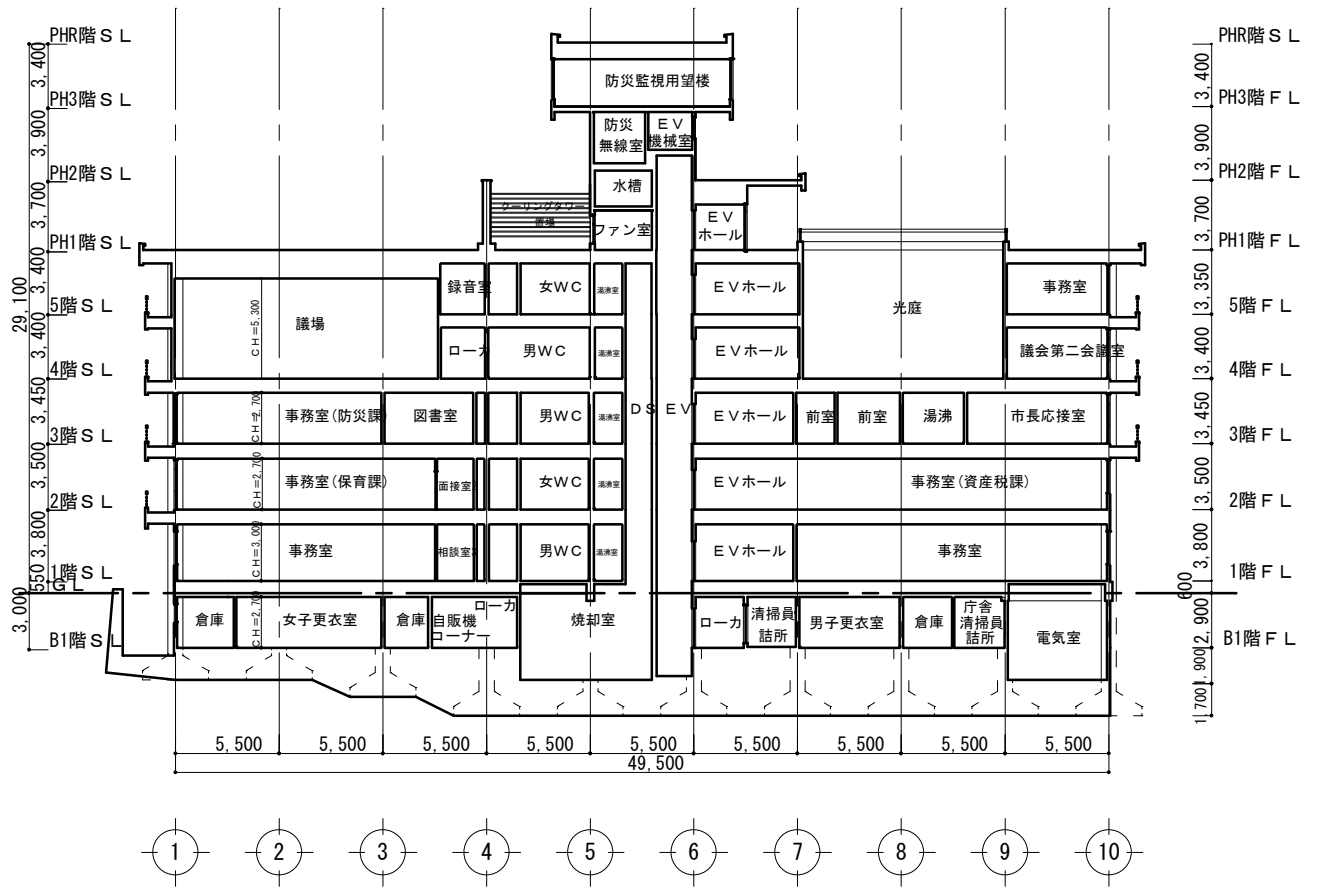
北側 立面図 S = 1 / 4 0 0



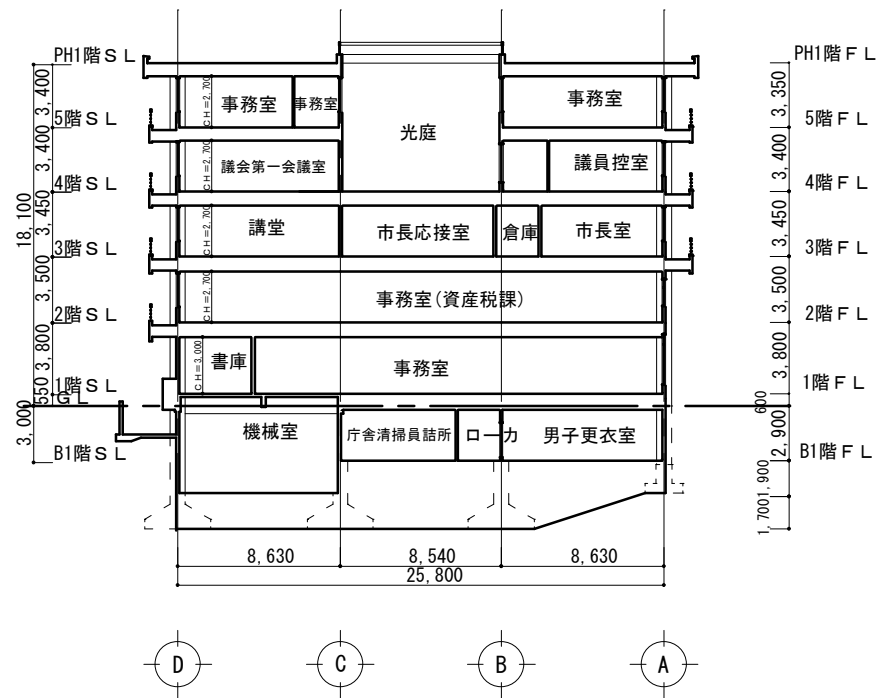
東側 立面図  $S = 1 / 400$



西側 立面図  $S = 1 / 400$



断面図(長辺) S = 1 / 400



断面図(短辺) S = 1 / 400



## (2) 既設建築設備概要

### ア 電気設備

#### (ア) 受変電設備

##### a 引き込み

東京電力架空電線→地絡方向継電器付 PAS→一号柱→敷地内地中管路→受変電室

##### b 受電方式 1回線受電方式

##### c 受電電圧 6.6 kV

##### d 契約電力 251 kW (平成26年6月現在)

##### e 受電室形式 開放形

##### f 設備

#### (a) トランス

No. 1 トランス 1φ100kVA

No. 2 トランス 1φ100kVA

No. 3 トランス 1φ100kVA

No. 4 トランス 3φ250kVA

No. 5 トランス 3φ200kVA

No. 6 トランス 3φ75kVA

No. 7 トランス 3φ/1φ30kVA (スコットトランス)

No. 8 トランス 3φ/1φ75kVA (スコットトランス)

#### (b) VCB

#### (c) 高圧コンデンサ

#### (d) DS

#### (e) LBS

#### (f) PF

#### (g) その他上記に伴う計器用機器類、保護継電器類、配線等

#### (イ) 発電機設備

##### a 種類 ディーゼルエンジン発電機

##### b 発電電圧 200V

##### c 発電容量 185kVA

##### d 力率 0.8

- (ウ) その他の電力設備
  - a 雷保護設備
  - b 照明設備
  - c 誘導灯
  - d その他分電盤、配線、コンセント等

イ 通信・情報設備

- (ア) 電話設備
  - a 電話交換機
  - b 電話交換台
  - c 端子盤(MDF、IDF)
- (イ) 電気時計
- (ウ) 放送設備
  - a 庁内放送用
  - b 議会用
- (エ) 表示設備
  - a 登退庁表示板
  - b 会議等案内板
- (オ) その他の通信・情報設備
  - a テレビ共同受信設備
  - b 防犯カメラ設備
  - c 火災報知設備

ウ 給排水衛生・ガス・消火設備

- (ア) 給排水衛生設備
  - a 給水引き込み 止水引き込み  $\phi 80$
  - b 給排水設備
    - (a) 受水槽
    - (b) 揚水ポンプ 2台
    - (c) 高架水槽
    - (d) 雑排水槽
    - (e) 汚水槽
    - (f) 雑排水ポンプ 4台
    - (g) 汚水ポンプ 2台

(h) 給湯設備

(イ) ガス・給湯設備

a 給水方式 都市ガス

b 給湯設備

(ウ) 消火設備

a 屋内消火栓設備

b 消火栓ポンプ

c 消火栓用水槽

d 上記に伴う器具、自動制御機器、配管等

エ 空気調和設備

(ア) 空調方式 中央空調方式

(イ) 系統 4系統(インテリア、ペリメーター、地下、議場)

(ウ) 設備

a 灯油焚吸収式冷温水発生機

b 鋳鉄製セクショナルボイラ

c 空気調和機 4台

d クライマートン 多数台

e 冷却塔

f 膨張タンク

g 冷温水ポンプ

h 冷却水ポンプ

i 軟水発生装置

j 地下タンク

k 排気ファン 4台

l 給気ファン 1台

m 上記に伴う自動制御機器、ダクト、配管等

オ 昇降機設備

自動運転方式(積載質量750kg 定員11名) 1基

カ その他の設備

(ア) 防火・防煙設備(防火シャッター、防火扉)

(イ) 避難設備(救助袋、避難梯子)

(ウ) 消火活動上必要な設備(連結送水管)

- (エ) 情報システム課管理設備 (UPS、サーバー、ハブ、LAN 等)
- (オ) 防災課管理設備 (行政防災無線等)
- (カ) その他各課にて管理する設備

### (3) 業務仕様書

この仕様書は、本庁舎の耐震改修等に係る設計、工事監理及び工事の際の指針となるものである。

※提案内容によっては一部変更する場合がある。

#### 【耐震改修設計業務に関する仕様】

##### ア 設計業務の内容

本庁舎の耐震改修工事及びこれに付随して必要となる工事に関する、基本設計、構造設計、実施設計、評定及び認定の取得に係る業務、及びこれらを実施するに当たり必要となる調査や検討を行う。

##### イ 設計業務の範囲等

- (ア) 建築（意匠、構造）工事、その他必要となる各種設備工事の基本設計及び実施設計
- (イ) 建築（意匠、構造）工事、その他必要となる各種設備工事の積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成を含む）
- (ウ) 発注者の要求等の確認
- (エ) 設計条件、契約金額変更時の協議及び変更に係る上記(ア)及び(イ)の業務
- (オ) 設計に関連する各種調査
- (カ) 関係法令等に基づく各種申請手続き（評定、認定の取得を含む）、届出業務
- (キ) その他、必要に応じて監督員が追加した業務内容

##### ウ 設計業務の実施

- (ア) 設計業務の着手前に実施工程表、設計業務技術者（条件は実施要領に定めるとおりの者とし、資格の写しと業務実績を添付）、作業スタッフの氏名及び業務実績、社内業務体制組織表及びその他必要な事項を明らかにした実施計画書を市に提出し、承諾を受けること。なお、現地調査は施設管理者の了解のもとに行うこと。

(イ) 設計業務は、技術提案、本書に示す要求水準、提示された設計と条件及び適用基準等により行うこと。

(ウ) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等により行うこと。

(エ) 打合せ及び記録

打合せは、業務着手時のほか、監督員が指定するとき、設計業務技術者が必要と認めたときに行うものとし、速やかに記録を作成して提出すること。

エ 適用基準

共通基準 本書の「2 設計・施工の条件（5）適用基準等」のほか、設計及び積算については次に掲げる技術基準等を適用する。

(ア) 公共建築工事積算基準

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(イ) 公共建築工事積算基準の解説

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(ウ) 建築工事内訳書標準書式・同解説

((財)建築コスト管理システム研究所)

(エ) 建築数量積算基準・同解説

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(オ) 秦野市建築工事積算基準 (秦野市建設部建築住宅課)

(カ) 秦野市建築工事積算要領 (秦野市建設部建築住宅課)

(キ) 秦野市建築工事標準単価積算基準(秦野市建設部建築住宅課)

(ク) 建築工事積算マニュアル (秦野市建設部建築住宅課)

(ケ) 建築工事標準歩掛 (財団法人建設物価調査会)

(コ) 標準工事歩掛要覧 (財団法人経済調査会)

オ 設計成果物

(ア) 成果物の取扱について

設計成果物については、その二次利用（市民、市議会、庁内等への説明資料、工事監督業務や、竣工後の建物の維持管理等に利用すること）を含む使用权を発注者に許諾するものとする。

(イ) 提出部数と媒体

業務完了時に成果物として提出する図書は、次のとおりとする。その他、必要に応じて監督員が追加指示をするもの。

品 目	仕 様	数 量	
		紙	電 子
設計図 表紙（工事名称） 図面リスト 工事仕様書 特記仕様書 案内図・配置図 平面図・立面図 展開図・断面図 構造図・詳細図 設備図 その他必要な図面	二つ折製本（A3版） 左綴じ（A2版） 縮小版二つ折製本（A4版） 設計第二原図（二つ折り又は三つ折原図入れに納める） 図面データ（CADはJw.win、DXF変換及びPDFデータ）	各2部	○
構造計算書	電子データ 計算書データ・入力・出力データ（電算プログラムのファイル形式及びテキストデータ共）入出力データは紙提出不要。	1部	○
工事内訳書	営繕積算システムRIBCにより作成	2部	○
積算数量計算書 （拾い図等を含む）	任意書式	2部	○
単価根拠書類	見積書、刊行物等の写し、代価表、明細書等	2部	任意
評定及び認定申請図書	申請図書 副本写し（完成時原本）	1部	任意
その他申請・届出図書	申請・届出図書 副本写し（完成時原本）	1部	任意

注記：紙で提出するものは、仕様に記載がないものは、各図書毎にA4版ファイルに綴じた上で、図書名を表紙に記載すること。電子データで提出する図書は、CDやDVDなどのディスク媒体に収録すること。また、提出前に最新定義ファイルに更新されたウィルス検知ソフトでチェックすること。

カ その他

- (ア) 設計や打合せの過程において、設計内容に重大な影響を及ぼす事項が判明した場合は、遅滞なく本市に連絡し、その対応策についての助言を行うこと。
- (イ) 本事業のうち一部は国庫の交付金を受ける予定であるため、補助金申請及び各種資料作成の補助業務を行うこと。
- (ウ) 工事により地質調査が必要である場合は設計時に調査を行うこと。
- (エ) 本業務が終了した後であっても、設計内容に不備が認められた場合には、速やかに設計図書等を訂正すること。



## 【工事監理業務に関する仕様】

### ア 監理業務の内容

本庁舎の耐震改修工事及びこれに付随して必要となる工事について、専任で建築士法第2条第7項に規定する監理業務を行うこと。

### イ 監理業務の範囲等

#### (ア) 設計図書の内容の把握等の業務

設計図書を正確に把握すると共に、監理技術者及び受注者（以下、「監理技術者等」という。）から工事に関する質疑書等が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上り、機能、性能等）確保の観点から技術的に検討する。

#### (イ) 工事と設計図書とを照合及び確認する業務

工事内容が、設計図書の内容に適合しているか照合して提出される品質管理記録の確認等を行い、結果を監督員に報告すること。

#### (ウ) 施工図等を設計図書と照合して検討する業務

監理技術者等が提出する施工図（原寸図、工作図等）が設計図書の内容に適合しているか確認すること。

#### (エ) 工事材料及び設備機器等を検討する業務

監理技術者等が提出する工事材料及び設備機器等の資料の仕様及び数量について設計図書の内容に適合しているか確認すること。

#### (オ) 施工計画等の確認及び検討する業務

監理技術者等が提出する実施工程表、施工計画書、施工図、機器製作図及び材料見本等について、設計図書と照合して確認及び検討を行うこと。

#### (カ) 検査に関する業務

- a 出来高検査、完成検査及びその他の検査に立ち会い、検査の円滑な実施に協力すること。
- b 出来高検査を行う際に必要となる出来高に関する設計書、

図面等の作成業務を行い監督員の指定する期日までに提出すること。

(キ) 関係官公庁への手続き等に関する業務

a 耐震改工事に必要となる関係官公庁への諸手続きについて、申請書類の作成等を行うとともに、当該手続きを行うこと。

b 監督員の指示に基づき、検査等に立会うこと。

(ク) 工事監理業務の報告等に関する業務

a 監理業務計画、監理状況等について、書面にて報告を行うこと。

b 上記(ウ)から(オ)の検討の結果、適合していると認められた場合には、適合している旨を監督員に報告すること。適合していないと認められる場合には、監理技術者等に対して修正を求める事項を取りまとめ、監督員に報告し、協議の後、監理技術者等に対して修正するよう適切な指示を行い、再度提出を求めること。

ウ 監理業務の実施

(ア) 監理業務は、技術提案、本書に示す要求水準、実施設計図書および適用基準等により行う。業務の実施に当たっては、施工者と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況を把握するようにすること。

(イ) 定例会議及び工事に必要となる打ち合わせ等は、業務着手時のほか、監督員が指定するとき、業務計画書に定める時期及び工事監理技術者が必要と認めたときに行うものとし、速やかに記録を作成して提出すること。

エ 適用基準は共通基準 本書の「2 設計・施工の条件（5）適用基準等」の他、工事監理については次に掲げる技術基準等を適用する。

(ア) 建築工事監理指針(上下巻)

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(イ) 建築改修工事監理指針(上下巻)

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(ウ) 機械設備工事監理指針

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(エ) 電気設備工事監理指針

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

オ 提出書類

提出書類は次のとおりとする。それぞれ2部作成し、提出すること。

(ア) 業務計画書

(イ) 打合せ記録

(ウ) 監理業務日誌

(エ) 工事監理月報

## 【耐震改修工事に関する仕様】

### ア 工事内容

耐震改修工事は、最終的に得られる性能や工事後の建物の使い勝手等が重要であるため、仕様では、一般的な工事発注にみられるような詳細な工事内容の規定は行わず、最終的に得られる耐震性能や使い勝手と、本書の条件を満足する「性能発注」の考え方にに基づき工事を行うこと。

性能発注では、工事の具体的な詳細仕様や部材等の仕様は個々には指定しないので全体と部分のバランスを取ったうえで、要求水準を品質、価格、工期の面で満足するようにすること。

### イ 手続き等

施工に当たり必要となる関係官庁等への諸手続き及び届出は、受注者において行い、提出した書類の副本の写しを提出すること。

### ウ 工事書類

施工の際には、工事着工前に施工計画書、本市の書式による工事書類の作成及び提出をすること。詳細は二次審査の貸与資料に受注者用『工事書類作成事務手引き』のデータがあるので参考にすること。

### エ 室内環境測定

工事完成後、引き渡しまでの間に室内空気中の化学物質について測定し報告すること。測定対象化学物質については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとし、測定方法については、測定バッジF（ホルムアルデヒド用）測定バッジV（揮発性有機化合物用）同等以上とする。なお、測定結果が厚生労働省の指針値以下であることを確認したうえで引渡しを受けるものとし、指針値を超えた場合は、換気等の措置を講じた後、再度測定を行うこと。

測定箇所数については、監督員と協議の上、確定する。

原則として、室内の表面積の過半以上の改修工事を対象として、測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行うもの。

参考 秦野市建築工事積算要領による室面積による測定箇所数

※1:一般建物の室面積による測定箇所数は次による。

室の床面積A (㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A
測定箇所数	1	2	3	4

オ 完成図書等

施工図と完成図については、製本したものと電子データの両方を提出すること。部数やサイズなど詳細は次のとおりとする。

種類	サイズ・規格等	部数
施工図	・ A2 (縮尺によってはA1) 版二つ折製本	2部
	・ A3 縮刷版二つ折製本	2部
	・ 電子データ (CADはJw.win、 DXF変換及びPDFデータ)	1式
完成図	・ A2 (縮尺によってはA1) 版二つ折製本	2部
	・ A3版二つ折製本	2部
	・ 設計第二原図 (二つ折り又は三つ折原図入れに納める)	1部
	・ 電子データ (CADはJw.win、 DXF変換及びPDFデータ)	1式